

令和4年7月11日制定

令和5年5月1日改正

## 未来の東京に向けた水辺整備のあり方検討会 設置要綱

### (目的)

第1 隅田川を中心とした水辺において、未来の東京戦略に示す『ゆとりと潤いにあふれる水辺空間の整備』を進めていくにあたり、今後の水辺整備のあり方について検討するため、「未来の東京に向けた水辺整備のあり方検討会」（以下「検討会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2 検討会は、次の事項について検討する。

- (1) ゆとりや潤いを生かした水辺空間の基本的な考え方に関する事項
- (2) 隅田川等における今後の水辺整備に関する事項
- (3) 官民連携に関する事項
- (4) 恒常的な利活用への仕組みづくりに関する事項

### (構成)

第3 検討会は、別紙に掲げる委員により構成する。

### (座長および副座長)

第4 検討会には、座長と副座長を置くものとする。

- 2 座長と副座長は、委員の互選により定める。
- 3 座長は、検討会の議事を主宰する。
- 4 座長は、必要に応じて、委員以外の者の出席を求めることができる。
- 5 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職を代理する。

### (オンラインによる検討会)

第5 感染症のまん延防止の観点から開催場所への参集が困難と判断される場合や効率的な検討会の運営など、座長が必要と認める場合は、オンライン（映像と音声の送受信等により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法をいう。）を活用した検討会を開催することができる。

### (検討会等の公開)

第6 重点的に施策展開すべき具体的な地域や整備メニュー等の具体的な案が提示される可能性があるため、公正な行政執行の確保の観点から、検討会並びに議事要旨及び検討会に係る資料は一部非公開とする。

(事務局)

第7 検討会の事務局は東京都建設局河川部計画課に置き、その事務は事務局が処理するものとする。

(その他)

第8 この要綱に定めるもののほか、検討会運営に必要な事項、その他必要な事項は、検討会で定める。

附則

この要綱は、令和5年5月 1日から施行する。